

令和8年度 宮崎市所管スポーツ施設年間調整について

1 申込書受付期間

令和7年12月1日（月）～ 令和8年1月10日（土） **1月10日必着（郵送の場合）**

2 年間調整で取り扱う行事

- (1) 公共団体、スポーツ競技団体、企業体等の主催行事を対象とします。
- (2) 年間行事として、使用場所を確定しておかなければ、開催に支障を来たす行事とします。
- (3) 競技施設単位で、午前・午後・夜間のうちの2区分以上を連続して、使用する行事とします。
- (4) 宮崎市及び（公財）宮崎市スポーツ協会が主催する、全市民を対象とした「スポーツ教室」及び「講座」も含みますが、この場合には、2区分以上の使用制限はありません。

3 対象施設

| (A) スポーツランド推進課所管 | (B) 公園緑地課所管 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・生目の杜運動公園・久峰総合公園・清武総合運動公園・田野運動公園・天ヶ城公園・総合体育館・北部土地区画整理事業記念体育館・南部土地区画整理事業記念体育館・佐土原体育館・佐土原西体育館・田野体育館・B & G海洋センタ一体育館・清武体育館・加納スポーツセンター・サンスポーツランド高岡・佐土原西運動広場 | <ul style="list-style-type: none">・阿波岐原森林公園・国際海浜エントランスプラザ多目的広場、テニスコート・萩の台公園・軟式野球場、多目的スポーツ広場・大淀川市民緑地（田吉地区）・軟式野球場、ソフトボール場、サッカー、多目的グラウンド・大淀川市民緑地（大塚地区）・多目的広場・大淀川市民緑地（下小松地区）・多目的広場、サッカー、ソフトボール場、軟式野球場・出水口公園・ソフトボール場、野球場・山内川緑地・ラグビー場、軟式野球場 |

4 調整基準

同一日時において、施設に申込みが重複した場合、次の基準で調整します。

| 順 位 | 基準 |
|--------------------|---|
| 第1順位 | <ul style="list-style-type: none">・プロスポーツキャンプ、試合等・「国民スポーツ大会」「全国障害者スポーツ大会」関連大会 (宮崎市国スポ・障スポ準備課が認めるもの) |
| 第2順位 | <ul style="list-style-type: none">・全国及び九州規模のスポーツ大会等・中体連、市小体連主催のスポーツ大会等・市、市スポーツ協会（市スポーツ少年団本部を含む）主催のスポーツ大会等 |
| 第3順位 | <ul style="list-style-type: none">・市規模のスポーツ大会等、県規模のスポーツ大会等（※）・県主催のスポーツ大会等 |
| 第4順位 (B) 施設は対象外 | <ul style="list-style-type: none">・上記以外 |

※市規模のスポーツ大会等、県規模のスポーツ大会等とは、広く市民、県内外より参加者を集めた大会等とする。個人練習や練習試合は該当しない。また、限定チームで行う招待試合や大会も該当しない。

5 仮予約通知、申込取消及び変更等

- (1) 令和8年2月上旬（第1順位、第2順位のうち全国規模のスポーツ大会等、4月・5月分）
令和8年3月上旬（6月以降分）
※上記郵送にて通知します。
- (2) 仮予約後の取消申し出は、使用月の3か月前の末日までとします。
【例】使用月8月で仮予約後の取消申し出は、5月末までに行うことになります。
- (3) 仮予約通知書の申請期限は、使用月2か月前の18日までです。使用料同時納付となります。
【例】使用月9月の場合、7月18日までに使用許可申請を行ってください。
期限までに使用許可申請がない場合、仮予約を取り消します。
(使用許可申請は、大会等の準備が出来次第、期限に関わらず早めにお願いします。)
- (4) 使用許可申請後の変更・取消の場合の使用料還付は、市の条例の規定に則り、
別表（次ページ）のとおりとなります。
なお、上記(3)の期限までに大会等の詳細が未定の場合には、使用施設に連絡の上、必ず協議を行ってください。



※なお、(3)の期限までに申請が間に合わない場合は使用施設に連絡の上、大会の開催実施要項を必ず提出ください。

【別表】

使用許可申請（使用料納入）後の「変更・取消」の場合の使用料の還付について

※「変更」は、開催日数の減や使用施設の縮小の場合

| 施設区分 | 条件 | 還付の割合等 |
|------|------------------|-------------|
| 体育館 | 使用日の14日前までに届出の場合 | 納付使用料の8割を還付 |
| | 使用日の7日前までに届出の場合 | 納付使用料の5割を還付 |
| | 使用日の6日前までの届出の場合 | 還付なし |
| 運動公園 | 使用日の15日前までに届出の場合 | 納付使用料の5割を還付 |
| | 使用日の14日前までの届出の場合 | 還付なし |

※ 還付金は、施設窓口で還付手続きを経て、使用許可申請者の指定した口座に振り込まれます。

上表の還付の割合等については、宮崎市立体育館条例（体育館の場合）、宮崎市都市公園条例（運動公園の場合）に規定されています。

● 体育館の利用取消の例

「使用日の7日前までに届出の場合」とは？

〈期間の遡及計算〉

体育館の使用日が9月10日の場合 ····· 7日前とは、9月2日です。

| 届出日 | 7日前 | 6日前 | 5日前 | 4日前 | 3日前 | 2日前 | 1日前 | 使用日 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 9/1 | 9/2 | 9/3 | 9/4 | 9/5 | 9/6 | 9/7 | 9/8 | 9/9 |
| | | | | | | | | 9/10 |

起算日



利用取消の届出日と使用日の間に、7日間必要となります。